

薬生食監発 0217 第 2 号  
令和 2 年 2 月 17 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課

### 輸入牛肉等の安全確保について

メキシコから輸入される牛肉等については、薬生食監発 0217 第 1 号「メキシコ産牛肉の取扱いについて」により取り扱うこととしています。

これに伴い、「輸入牛肉等の安全確保について」（平成 16 年 7 月 30 日付け食安監発第 0730003 号(最終改正:令和 2 年 1 月 15 日薬生食監発 0115 第 2 号))の「注)」を下記のとおり改正し、別添のとおりとしますので、その運用に遺漏のないようお願いします。

### 記

「注) 取扱いを別途定めた通知一覧（令和 2 年 2 月 17 日現在）」に、

「令和 2 年 2 月 17 日付け薬生食監発 0217 第 1 号」

を追加する。

食安監発第0730003号

平成16年7月30日

(最終改正：令和2年2月17日付け薬生食監発0217第2号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

### 輸入牛肉等の安全確保について

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号及び以下の通知により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、BSE発生リスクが低いとされていた国々において、次々にBSEが発生する最近の状況を踏まえると、現在BSE未発生である国において万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

については、取扱いを別途定めた国を除くすべての国からの牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしく願います。

なお、牛由来ゼラチン及びコラーゲン等については、平成27年3月27日付け食安監発0327第2号の記の3（1）について輸入者に確認の上、輸入を認めて差し支えありません。

注）取扱いを別途定めた通知一覧（令和2年2月17日現在）

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第5号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号
- ・平成26年5月1日付け食安監発0501第2号
- ・平成26年8月1日付け食安監発0801第1号
- ・平成27年12月21日付け生食監発1221第1号
- ・平成28年2月2日付け生食監発0202第1号
- ・平成28年2月2日付け生食監発0202第2号
- ・平成28年2月26日付け生食監発0226第1号
- ・平成28年5月2日付け生食監発0502第1号

- 平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 1 号
- 平成 28 年 7 月 5 日付け生食監発 0705 第 2 号
- 平成 29 年 9 月 29 日付け薬生食監発 0929 第 1 号
- 平成 31 年 1 月 9 日付け薬生食監発 0109 第 2 号
- 令和元年 5 月 17 日付け薬生食監発 0517 第 1 号
- 令和 2 年 1 月 15 日付け薬生食監発 0115 第 1 号
- 令和 2 年 2 月 17 日付け薬生食監発 0217 第 1 号